

社会福祉法人 弘法児童福祉会 運営規程

(概要)

第1条 社会福祉法人 弘法児童福祉会（以下、「当法人」という。）が設置する幼保連携型認定こども園（以下、「当園」という。）の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：幼保連携型こやす認定こども園

所在地：新潟県新潟市中央区日の出1丁目14番23号

(2) 名称：幼保連携型うまこしこやす認定こども園

所在地：新潟県新潟市中央区本馬越2丁目9番14号

(施設の目的)

第2条 当園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当施設を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用する子どもの意思や人格を尊重し、常に利用する子どもの最善の利益を考慮し、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域および家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設や他の学校または保険医療サービスや福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育および保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供しうる体制のもとで行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材および社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するにあたり、職員の職種、員数および職務内容は、別表1のとおりとする。ただし、職員の配置については新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号。以下「条例」という。）第46条で定める配置基準以上とする。なお、員数は入園人数により変動することがある。

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始休日（12月29日から1月3日まで）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要があるまたはやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用する子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

5 当園は感染症の予防上、必要がある時は臨時に園の全部または一部の休業を行うことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

- ・月曜日 から 金曜日 午前7時00分から午後6時00分までとする。
- ・土曜日 午前7時30分から午後6時00分までとする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、次の時間帯の範囲内で、保育短時間

認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

・月曜日 から 土曜日 午前 8 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分までとする。

(3) 教育標準時間認定に係る教育時間は、次の時間帯の範囲内とする。

・月曜日 から 金曜日 午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分までとする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

・月曜日 から 金曜日 午前 7 時 0 0 分から午後 7 時 1 5 分までとする。

・土曜日 午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 0 0 分までとする。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）および保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育認定子どもが、やむを得ない理由により、教育標準時間認定に係る教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担・その他の費用等)

第 10 条 当園は、新潟市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 56 号）第 13 条第 1 項の規定により、利用する子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用する子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、新潟市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 56 号）第 13 条第 4 項の規定により、別表 2 に掲げる実費を徴収する。

3 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表 3 に掲げる費用を徴収する。

4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表 4 に掲げる費用を徴収する。

5 入園する月の前月末日までに入園辞退の申し出を行うことで、未使用・未記名の購入品に限り、その代金を返還する。

(利用定員)

第 11 条 当園は、利用定員を別表 5 のとおりとする。

(利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 12 条 当園は、1 号認定利用者選考基準要綱により、利用の申し込みに係る基準を規定する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第 13 条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面により、利用する子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園を利用する子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する、小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき

(2) 利用する子どもの保護者から当園の利用に係る取り消しの申し出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき

(4) その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

(5) 保護者が施設や職員または他の利用者に対し、重大な背信行為や迷惑行為の行い、および留意事項に係る禁止行為に抵触し、施設の運営に重大な支障が生ずるとき

(緊急時等における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用する子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該の利用する子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難および救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第17条 当園の職員および職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用する子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用する子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用する子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導または

助言を受けたときは、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供にあたっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 新潟市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
第19条の規定する市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(その他運営についての重要事項)

第20条 この規程に定めるもののほか、当園の管理および運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(運営規程に名称変更)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1)

【職員職種及び職務内容】

職種／人数	主な職務内容
園長 1名	園務をつかさどる 所属職員を監督する
副園長 1名程度	園長を補佐する 園長の命を受けて園務をつかさどる
統括教諭 1名以上	園長および副園長を補佐する 園務を整理し、園児の教育および保育をつかさどる
主幹教諭 2名以上	園長および副園長および統括を補佐する 園長の命を受けて園務を整理し、園児の教育および保育をつかさどる
指導教諭 主任教諭 2名以上	主幹との連絡調整 副主任・主事および保育教諭への指導および助言
副主任 主事 2名以上	指導および主任との連絡調整 保育教諭への指導および助言
保育教諭 13名以上	園児の教育および保育をつかさどる 施設内の点検および整備
看護師 1名程度	園児および職員の健康管理、衛生指導
助保育教諭 1名程度	保育教諭を補佐する
主幹調理員 1名以上	調理員への指導および助言 業務を整理し、調理および衛生管理をつかさどる
指導調理員 主任調理員 1名程度	主幹調理員を補佐する 調理副主任・調理主事および調理員への指導および助言
調理副主任 調理主事 1名程度	指導調理員・主任調理員を補佐する 調理員への指導および助言
調理員 1名以上	調理業務および調理室の衛生管理 食育計画の実施

(別表2)

【利用者負担額】

項目	内容	金額(税込)
衛生管理費	園で使用する衛生用品(学年別)	月額500円～900円
サブスクリプションサービス料金	おもに3歳未満児対象の安全・負担軽減	サービス内容による
給食費	3歳以上の給食費	月額8,000円
行事参加費	行事参加にかかる費用負担	都度徴収
個人用品費	園で使用する教材・備品等	都度徴収
土曜日給食費	3歳以上の土曜日保育利用時給食費	日額400円

(別表3)

【預かり保育料等負担額】(対象者:教育認定1号・新2号)

項目	対象時間	金額
預かり保育料	平日:7時00分から8時29分まで 平日:16時01分から19時15分まで	利用開始時に100円 以降、30分ごとに100円 閉園時間以降も同様
預かり保育料加算	20時以降に在園される方	30分ごとに100円
土曜日・休業期間 保育料	土曜日・休業期間:全日	利用開始時に100円 以降、30分ごとに100円

(別表4)

【延長保育料負担額】(対象者:保育認定2号・3号)

保育時間認定	延長保育対象時間	金額
標準時間認定	平日:18時01分 から 19時15分 まで	30分ごとに100円 閉園時間以降も同様
短時間認定	平日:7時00分 から 7時59分 まで 土曜:7時30分 から 7時59分 まで	
	平日:16時01分 から 19時15分 まで 土曜:16時01分 から 18時00分 まで	
	延長保育料加算	

(別表5)

【利用定員】

区分および認定	こやす認定こども園	うまこしこやす認定こども園
1号の子ども	15人	15人
2号の子ども	30人	51人
3号の子ども	30人	69人
施設定員	75人	135人